

労働者派遣契約書

一般財団法人広島市都市整備公社（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）とは、「広島市立保育園補修事務に係る業務（以下「業務」という。）」の労働者派遣について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（目的）

第2条 受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）及び本契約に基づき、受注者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者は派遣労働者を指揮命令して、本契約で定める業務に従事させることを目的とする。

（業務内容等及び契約金額）

第3条 受注者は、発注者に対し次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

（1）業務内容等

別添の仕様書に定めるとおりとする。

（2）契約金額

1時間当たり

〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）

（労働者派遣契約期間等）

第4条 労働者派遣契約期間等は、次のとおりとする。

（1）契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（2）履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（法令等の遵守）

第5条 受注者は、業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、仕様書に基づき誠実に業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡制限）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

（守秘義務）

第6条の2 受注者は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

2 受注者は、業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（発注者による調査等）

第7条 発注者は、受注者の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し、報告を求め、又は必要な措置を探ることを求めることができる。

（労働者派遣料）

第8条 労働者派遣料は、1か月（月の初日から末日までをいう。）ごとに、発注者が作成した「派遣労働者勤務表」に記載する当該月の実働時間数に、第3条第2号に規定する契約金額を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2 発注者は、毎月の業務終了後、受注者から前項に基づき算出された労働者派遣料の請求を受けたときは、次のとおり当該派遣料を支払うものとする。

- (1) 請求の時期 業務実施月の翌月15日まで
- (2) 支払の時期 受注者から請求のあった日から30日以内
(談合行為等の措置)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあつたとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者が（受注者が法人の場合であっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）、競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為として刑法（明治40年法律45号）第233条、第234条又は第234条の2が適用され、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に規定する行為をしたことが明白となつたとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となつたとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、派遣労働者1人につき1時間当たりの単価に各年度の総予定就労時間数を乗じた額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対して、その超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 不完全な業務の履行に対して発注者が適正な履行を求めたにもかかわらず、正当な理由なく、当該履行がなさないとき。
- (4) 第12条第3項の規定に違反したとき。
- (5) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができ

る。

- (1) 業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合(イに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項若しくは第2項第2号から第9号までの規定により契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、最高支払予定額の10分の1に相当する額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 6 その他契約解除に伴う詳細については、仕様書記載のとおりとする。
(解除後の処理)

第11条 受注者は、前2条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した業務の内容について書面をもって発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日

以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する労働者派遣料を受注者に支払わなければならない。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。）は、第9条第1項及び第10条第1項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者の従業員による行為は、すべて受注者の責任とする。

(派遣労働者の管理)

第15条 発注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の諸法令及び本契約を遵守して派遣労働者を労働させなければならない。

2 受注者は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、発注者の指揮命令等に従って、職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導する。

(派遣労働者の安全及び衛生)

第16条 発注者及び受注者は、当該業務の派遣労働者の安全及び衛生に関しては、労働者派遣法の定めるところによるほか、安全、衛生の関連法規・行政通達を遵守するものとする。

(一般的損害)

第17条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えた場合、受注者は発注者に法律上の賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が指揮命令者その他発注者が使用する者（以下本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意、指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、発注者と受注者が協議して損害の負担割合を定めるものとする。

3 発注者は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、速やかに、受注者に書面で通知するものとする。

(報告義務)

第18条 受注者は、業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(相殺)

第19条 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約において発注者・受注者間に紛争が生じた場合は、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補足)

第21条 この契約の履行に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りではない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
一般財団法人広島市都市整備公社
理事長

受注者

(労働者派遣事業許可番号 派 —)

連絡先 TEL
FAX
Eメールアドレス

労働者派遣料の振込先について

労働者派遣契約書第8条に規定する労働者派遣料の振込先については、以下のとおりとする。

〔振込先〕

- 登録済みの振込先
 - 以下に記載の振込先

金融機関名			店舗名							
預金種別	普通	・	当座	口座番号						
フリガナ										
口座名義										